

第 61 回サービス統計・企業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 21 日（月）16:00～18:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- （部 会 長） 西郷浩
- （委 員） 野呂順一、宮川努
- （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
- （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか
- （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から、諮問の概要について説明が行われた後、審査メモに沿って、審議が行われた。
- 変更事項の「調査系統の一部変更」については、民間事業者の活用の際に留意すべき点等について経済産業省において手当がされていることから、適当とされた。
- 「前回答申における今後の課題への対応状況」については、今後も業界団体との連絡を密にし、データの把握状況等の情報収集に努めることが確認されたことから、適当とされた。
- 「オンライン調査の推進」については、経済産業省においてオンラインによる回答を推進する対策を取られていることから、更なる普及への努力が期待されつつも、現時点の対応としては適当とされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査系統の一部更について

【論点 a, b】

- ・ 速報と確報を公表しているということだが、両方に関する業務を民間委託するということか。
⇒ そのとおりである。
- ・ 民間委託することで余裕のできた経済産業省のリソースは、統計に係る業務のどの部分に集中させるのか。また、当該部分に経済産業省のリソースを集中させることによるメリットはどういったことが考えられるのか。
⇒ 経済産業省の職員は、調査の企画や数値の変動要因の分析に注力する。
また、民間委託を行うことによるメリットとしては、①民間事業者の督促におけるノウハウを活用できること、②民間事業者から作業方法等についてより効率的な提案がされること、③業務量に合わせて人材を柔軟に配置できること、といった点が期待

されるところである。

- ・ 集計業務の担い手が、甲調査及び乙調査については経済産業省、丙調査及び丁調査について民間事業者と異なることで、集計上の取扱いが双方において異なり、集計結果に何らかの誤差が生じることはないのか。
⇒ 民間事業者に審査や集計業務に係るマニュアルを提供し、経済産業省の保有するノウハウを伝達することで、そのような差が生じないよう対応する。
- ・ 9月分調査から民間委託を開始するという点については、小売業の場合、8月決算の企業も多いと思われることから適切と考える。

【論点c】

- ・ 業務を履行する十分な能力を有した民間事業者がいれば、民間委託を進めていくことは適当であり、またこのような業務を担える民間事業者を育てるという面も期待するところである。民間委託することで経済産業省において省力化できる職員の人数やコストはどのくらいなのか。
⇒ 民間委託を行った後も調査全体の工程管理や調査の企画といった業務は経済産業省が担うため、直ちに人員の削減が行えるものではなく、コスト面からも、一時的には委託に伴うコストが増加する可能性があるところである。さらに人員数、コスト面どちらについても、統計調査グループ全体で見ることが必要であることから、本調査について個別に回答するのは難しいと考える。
- ・ 民間委託を行い、競争関係の中で業務を行うことでより効率化が図られることも期待される。ただし、単純に民間委託を進めて、行政機関が直接行う業務が減っていくというだけではなく、政府全体として、民間委託により確保されたりリソースをどこに重点化するのかについての整理が必要と考える。
⇒ 公的統計全体に関する御意見であり、今回の諮問の範囲を超えるものであるが、統計委員会には、御意見が示されたことについて報告することとしたい。
⇒ 全体の工程管理や調査の企画といった中核的業務は国の職員が引き続き担うが、それ以外の業務を民間委託することで、現状では督促業務等を担当している職員を中核的業務に振り替えることが可能となり、必要な統計維持していくことができると考えられる。

【論点d】

- ・ 再委託先のセキュリティ対策等を確認することは重要であり、入念に行っていただきたい。委託契約期間は複数年と単年どちらになるのか。また、入札方法について、最低価格落札方式と総合評価落札方式はどのように使い分けていくのか。
⇒ 実査・集計業務を一括で民間委託している調査においては、ほとんど総合評価落札方式を用いている。なお、複数年契約については、民間活用の実績を踏まえ、仕様書等の見直しを図り、今後検討して参りたい。
⇒ 実査・集計業務を一括して委託するという形ではなく、データ入力業務のみなど、一部の業務のみを委託する場合には、今後も最低価格落札方式が採用されると思われる。
- ・ 民間事業者としては、単年契約では設備投資や人材育成などが難しい部分もあるため、そういった面に見合った契約期間としていただきたい。

- ・ 総合評価落札方式による評価はどのように行うのか。
⇒ 民間委託を行うに当たっては、民間事業者の履行能力を確認することが重要であることから、民間事業者からの独自提案等も勘案し評価を行う。
- ⇒ 参考3の11頁にあるように、民間事業者のISOといった資格・認証等の保有を確認し、保有していれば加点するというように評価していく。
- ⇒ チェックシートを用いて、過去に同様の業務を請け負った経験があれば加点する等、客観的にチェックを行う。

【論点 e】

- ・ 特段の意見なし。

(2) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

- ・ 日本フランチャイズチェーン協会（以下「JFA」という。）では正会員を対象に調査しているが、会員の定義変更などにより調査対象企業が変わってくる等、調査項目の変更がなくてもデータの把握状況が変化することも考えられる。JFA から、データの把握状況についての連絡を待つだけでなく、経済産業省から能動的に JFA のデータ把握状況を確認するといった対応はしないのか。
⇒ 前回の諮問に係る部会審議においても、JFA における既存店の数値と本調査における数値の比較検証を行っており、傾向がほぼ一致するなど高い相関関係にあることを確認している。また、毎月、主要企業に数値の変動要因を確認する等情報収集を行っている。
- ・ 商業動態統計のユーザーから、コンビニエンスストアにおける既存店の商品販売額等の把握を取り止めたことについて、照会や意見等はあったか。
⇒ 特段の意見等は受けていない。

(3) オンライン調査の推進について

- ・ 埼玉県における本調査の回収率は、全体で約 89%、乙調査のオンライン回収率は約 8% である。乙調査の対象は事業所規模が小さい事業所が多く、調査項目数も少ないため、紙調査票により回答する方が回答しやすいと考えられる。調査対象事業所にとって回答しやすい方法で回答していただくことを優先しており、オンラインによる回答を強く推奨することまでは実施していない。
- ・ 東京都における本調査のオンライン回収率は甲調査が約 33%、乙調査が約 6% である。乙調査のオンライン回収率について調査対象期間別に見ると、2年の場合は約 11%、1年の場合は約 5% となっており、調査期間が短い事業所の方が低くなっている。これは、オンラインにより回答するためには E-mail アドレス等の登録手続が必要であり、社内決裁が必要な事業所等もあることから、オンライン回答に必要な労力と比較して、導入のメリットが小さいためと考えられる。

6 その他

次回は、平成 28 年 1 月下旬～2 月初旬に開催する予定で、詳細は改めて連絡することとされた。

(以上)